

第3次
宗像市コミュニティ基本構想・基本計画
(本文案)

令和6年6月時点

宗像市

目 次

■基本構想編

<u>1. コミュニティ基本構想・基本計画の概要</u>	
(1) 策定の趣旨	1
(2) 目的	1
(3) 目標年次	2
(4) 位置づけ	2
<u>2. コミュニティ施策</u>	
(1) 全国のコミュニティ施策	3
(2) 本市のコミュニティ施策の経緯	5
(3) 本市のコミュニティ施策の状況	6
(4) コミュニティ施策の課題	12
<u>3. コミュニティの将来像</u>	
(1) 将来像	22
(2) 基本理念	24

■基本計画編

基本計画の概要

(1) .

(2) .

(3) .

1.

(1)

(2)

(3)

2.

(1)

(2)

(3)

3.

(1)

(2)

(3)

4.

(1)

(2)

(3)

■資料編

- ・ 質問書
- ・ 答申書
- ・ 第3次コミュニティ基本構想・基本計画検討経過
- ・ 第3次コミュニティ基本構想・基本計画策定部会設置要領
- ・ 第3次コミュニティ基本構想・基本計画策定部会部会員名簿
- ・ 宗像市コミュニティ基本構想審議会委員名簿
- ・ パブリック・コメントの実施結果

■基本構想編

1. コミュニティ基本構想・基本計画の概要

(1) 策定の趣旨

本市では、昭和 50 年の宗像町第 1 次コミュニティ会議からコミュニティ施策に関する議論が開始されました。その後、平成 9 年度に『コミュニティ基本構想（旧基本構想）』が、市町村合併を経て平成 19 年に、『第 1 次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画（第 1 次基本構想・計画）』が策定され、市内全域でのコミュニティ運営協議会の設立、拠点となるコミュニティ・センターの整備、まちづくり交付金の創設等、地域住民による主体的なまちづくりの基盤が整えられてきました。

平成 27 年からの『第 2 次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画（第 2 次基本構想・計画）』では、「成熟したコミュニティ」「個性が輝くコミュニティ」「つながりひろがるコミュニティ」を基本理念として、住民主体のまちづくりのさらなる発展を目指してきました。多くのコミュニティ運営協議会で設立 20 周年を迎える、各地区の個性に応じた取り組みが進められているところです。

令和 6 年度末に第 2 次基本構想・計画の目標年次の終期を迎えることを受け、これまでのコミュニティ施策と各地区における取り組み状況の成果と課題を検証するとともに、昨今の少子高齢化、ライフスタイルや価値観の多様化による地域課題の複雑化、顕在化を踏まえ、今後の中長期的なコミュニティ施策の指針を示すため、次期コミュニティ基本構想・基本計画を策定するものです。

(2) 目的

各地区でのコミュニティ活動は、20 年を超える歩みの中で地域の主体的な関わりを推進力として発展してきました。このことを踏まえ、『第 3 次コミュニティ基本構想・基本計画（本基本構想・計画）』は行政の指針のみならず、行政と地域の現状と課題を共有し、協働目標を定めることを目的として策定に取り組みます。

策定段階においては、変わりゆく社会情勢や地域の課題分析、第 2 次基本構想・計画における行政、地域それぞれの実施状況の検証を行うことで、今後のコミュニティ施策を進める上での重点施策を示します。

(3) 目標年次

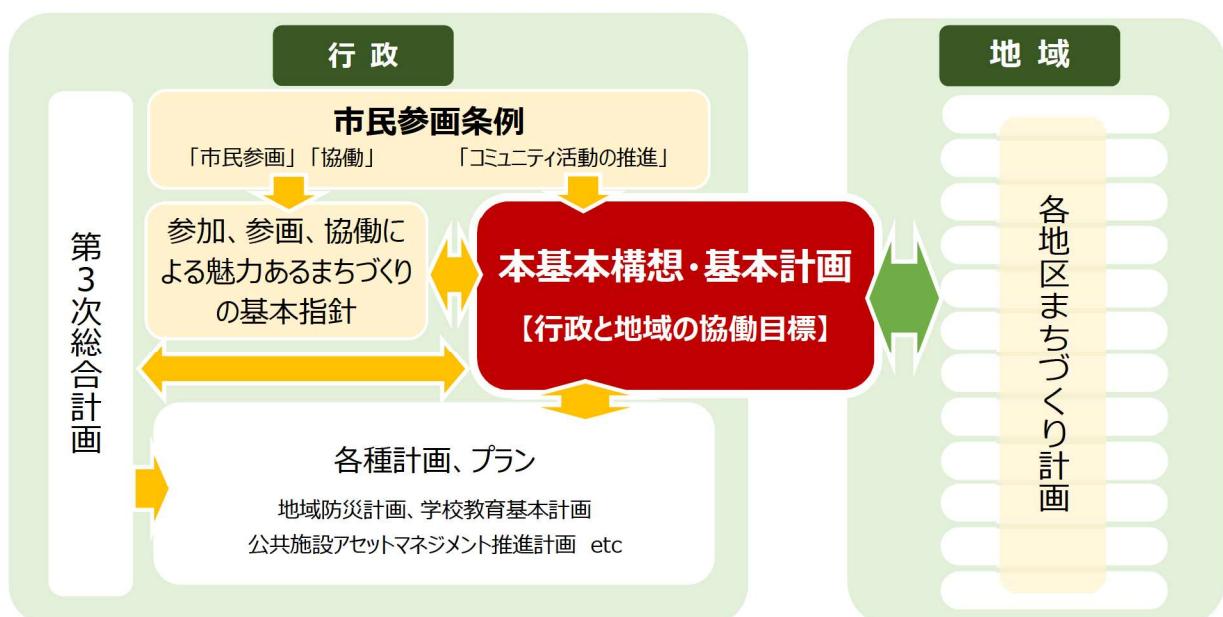
本基本構想・計画は、市政の方向性の中核となる「第3次宗像市総合計画（第3次総合計画）」との整合性を図るとともに、中長期的な視点での指針を策定する必要があるため、目標年次を令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間とします。また、定期的に検証を行い、見直すこととします。

(4) 位置づけ

本基本構想・計画は、本市における市民参画によるまちづくりの普遍的な理念を示した『宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例（市民参画条例）』を基礎とし、「市民参画」と「協働」の在り方を定めた『参加、参画、協働による魅力あるまちづくりの基本指針（宗像、カタロウ）』の内容を踏まえ、コミュニティ施策の方向性を定めるものです。

また、今後10年のまちの将来像やまちづくりの取り組みを体系的に整理した第3次総合計画をはじめとした、市政における各種計画等との整合性を図っていきます。

地域においては、本基本構想・計画と各地区で策定している「まちづくり計画」を指針の両輪とし、双方に基づきながら、行政と連携、協働しながら取り組みを進めています。



2. コミュニティ施策

(1) 全国のコミュニティ施策

行政における「コミュニティ」という概念は、昭和44年「国民生活審議会調査部会報告書『コミュニティ～生活の場における人間性の回復～』」で登場し、自治会、町内会を超える地域共同体の必要性、重要性が議論され、総務省（旧自治省）から市町村に対して指導、助言、情報提供が行われてきました。現在の地域コミュニティをとりまく全国的な動向としては、少子高齢化だけでなく、ライフスタイルの変化等が大きな影響を及ぼしています。本項では総務省「地域コミュニティに関する研究会」が令和4年4月に発表した報告書を参考にまとめます。

○地域福祉、防災分野で複雑化する地域課題

地域福祉の分野では、かつては家庭単位の問題であったものの例として、児童虐待や孤立死等の課題が挙げられます。表2-(1)-1のとおり、児童虐待相談対応件数が10年間で約3.6倍、単身高齢者の自宅での死亡者数が約1.8倍となっています。また、防災分野においては、全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数が長期的傾向として約1.5倍となっており、災害リスクの高まりが指摘されています。これらはいずれもこの10年余りで急速に進む課題であり、地域社会における対応の必要性が高まっています。

表 2 (1) 1	地域福祉分野における変化	・児童相談所での児童虐待相談対応件数（厚生労働省HP） H22：56,384件 → R2：205,044件（約3.6倍） ・東京都23区内における一人暮らしで65歳以上の人自宅での死亡者数 (内閣府「令和3年度版高齢社会白書(令和3年6月)」) H21：2,194人 → R1：3,936人（約1.8倍）
	防災分野における変化	・全国(アメダス)の1時間降水量50mm以上の年間発生回数 (気象庁「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」) S51～60：年平均226回 → H23～R2：年平均334回（約1.5倍）

これらの地域コミュニティをとりまく状況の変化は、表2-(1)-2のとおり、地域の現状の活動と自治体が地域に期待している活動とのギャップにもつながっています。

表 2 (1) 2	地域コミュニティの活動	現状の活動分野	(自治体が)今後活動を期待する分野
	地域の催事・イベント	69.0%	24.1%
	環境（清掃、美化、ゴミ・資源、環境保全等）	53.4%	33.8%
	行政からの連絡事項の伝達	46.1%	20.7%
	住民相互の連絡	44.2%	26.9%
	防災・危機管理（要援護者の避難支援、安否確認等）	23.1%	58.6%
	地域福祉	14.2%	49.6%
	空き家・空き地対策等	1.5%	20.0%

公益財団法人日本都市センター「コミュニティの人材確保と育成—協働を通じた持続可能な地域社会」の中のアンケートをもとに作成

○ライフスタイルの変化による参画機会の減少

他方で住民のライフスタイルの変化等により、地域社会におけるつながりの希薄化への危機感は一層高まっています。表 2-(1)-3 のとおり、自治会加入率は全国的に低下傾向にありますが、社会全体の変化による共通的な要因として、単身世帯の増加とともに女性や高齢者の雇用増加等が、地域コミュニティに関わる機会や時間の減少に影響している可能性が指摘されています。

表 2 (1) -3	自治会加入率	・600 市町村における自治会等の加入率の平均 H22 : 78.0% → R2 : 71.7% (総務省「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査」)	
	家族構成や ライフスタイルの変化	・単身世帯の全世帯に占める割合 S60 : 20.8% → H27 : 34.5% ・65 歳以上の高齢者単身世帯の割合 S60 : 3.1% → H27 : 11.7% ・生産年齢人口の女性就業率 (内閣府「令和 2 年版男女共同参画白書」) H13 : 57.0% → R1 : 70.9% ・高齢者の就業率 [65~69 歳] H22 : 36.4% → R2 : 49.6% [70~74 歳] H22 : 22.0% → R2 : 32.5% (内閣府「令和 3 年版高齢社会白書」)	

○新型コロナウイルス感染症の影響による変化

令和 2 年から世界中に甚大な影響をもたらした新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、地域コミュニティの活動に様々な影響を与えていました。総務省によるアンケート調査※によれば、地域活動の中心であった「地域イベント運営」「防災訓練・研修」「高齢者交流」等が実施できず、「活動自粛等による組織内のコミュニケーション・連携不足」「地域外との交流活動の制限等による担い手の発掘・育成機会の減少」等の課題が深刻化しているという結果が出ています。

(※「令和 2 年度地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」令和 3 年 3 月総務省地域力創造グループ地域振興室より)

○変化するニーズへの対応と持続可能性の向上

地域コミュニティに関する研究会では、これらの課題への対応策として、表 2-(1)-4 のとおり、「地域活動のデジタル化」、「自治会等の活動の持続可能性の向上」、「地域コミュニティの様々な主体間の連携」の 3 つの視点での検討がなされており、全国での実践事例も報告されています。

表 2 (1) -4	地域活動のデジタル化	住民間の情報共有や行政・住民間の情報共有等を効率化し、負担軽減や新たなサービスの提供を可能にするためのデジタル化の方策
	自治会等の活動の持続可能性の向上	・担い手確保・加入率向上（現役世代等の参加促進） ・役員の負担軽減（行政からの依頼事項、自治会等の活動内容の見直し） ・透明性の確保（活動内容や会計情報の構成員への周知）
	地域コミュニティの様々な主体間の連携	特に防災分野、地域福祉分野を中心に、自治会等と NPO、企業、学校、各種団体、専門家等との関係強化

(2) 本市のコミュニティ施策の経緯

本市のコミュニティ施策の始まりは、昭和 50 年に発足した旧宗像町職員による「第 1 次 コミュニティ会議」にあります。旧宗像町域の地区の特性がまとめられ、住民組織の構成も視野に入れた調査研究が報告されています。その後、昭和 52 年に日の里地区、昭和 56 年に吉武地区が福岡県のコミュニティ地区に指定されたことで住民との協働によるコミュニティ施策の取り組みが本格化しました。

平成 9 年に策定された旧基本構想において、小学校区を基本としたコミュニティの範域設定と住民組織の設立、拠点施設の整備が位置づけられ、旧宗像市域の 8 地区のコミュニティ運営協議会が発足、段階的にコミュニティ・センターの整備が進められてきました。

平成 15 年の旧玄海町との合併、平成 17 年の大島村との合併を経て、宗像市における住民主体のまちづくりの在り方が改めて整理され、平成 18 年に「市民参画条例」が施行、平成 19 年には第 1 次基本構想・計画が策定されました。まちづくりにおける行政と対等なパートナーとしてのコミュニティ運営協議会の立場を明確化するとともに、地域活動に関する財源の権限を地域に移譲する「まちづくり交付金制度」が開始され、実質的な「地域分権」が始まっています。

平成 27 年には第 2 次宗像市総合計画と合わせて、第 2 次構想・計画が策定されました。コミュニティの運営体制の強化や地域の特性を活かした事業展開、多様な担い手による連携、協働を掲げ、12 地区それぞれの個性を活かしたまちづくりが進められています。

コ ミ ュ ニ テ イ 施 策 の 経 緯	昭和 50 年	第 1 次コミュニティ会議の設置
	昭和 52~56 年	日の里・吉武地区が県コミュニティ地区に指定
	平成 8 年	コミュニティ・ワーキング会議を設置
	平成 9 年	旧基本構想の策定
	平成 10 年	コミュニティ担当部署を設置（企画課コミュニティ係）
	平成 12 年	モデル地区にコミュニティ運営協議会を設立
	平成 13 年	コミュニティ課設置
	平成 17 年	第 1 次総合計画でコミュニティ施策を中心施策として位置づけ 行政区長制度廃止、まちづくり交付金導入
	平成 18 年	市民参画条例の施行
	平成 19 年	第 1 次基本構想・計画の策定
	平成 24 年	田島地区、神湊地区の合併により玄海地区コミュニティ運営協議会設立 現在の 12 地区の体制となる
	平成 27 年	第 2 次基本構想・計画を施行

(3) 本市のコミュニティ施策の状況

令和6年12月データに差替予定

○コミュニティ地区の範域と人口の推移

本市では、平成24年に玄海地区コミュニティ運営協議会の設立以降、現在の12地区コミュニティによる地域運営組織の体制をとっています。市民参画条例には「原則として、宗像市立小学校の通学区域において市民等が共同体意識を持って、主体的に形成された地域社会」と位置づけていますが、各地区の面積や中学校区の範域、歴史的な背景等を考慮し、現在の地区割となっています。

10年間の人口推移として、表2-(3)-1のとおり、平成26年12月と令和5年10月で比較すると、市内全体の人口は0.3%増であるのに対して、岬、大島地区では20%以上減少しており、合わせて高齢化の進展も顕著になっています。世帯数を見ると、人口は微増となっているのに対し、世帯数は10.6%増と大きく増加しています。地区ごとに見ても世帯数の増加率は人口増加率を大きく上回っており、前述の全国傾向と同様、核家族化の進行、単身世帯の増加の現れと考えられます。0~14歳の子どもの割合は全市的には増加傾向にあるものの地区によって傾向が分かれています。

※※※※※※※※※
※前回の範域図仮置き※
次頁にR5.10時点と
H26.12時点の比較表を
掲載

完成時は
・年度をR6.12に更新
・10年の推移を含めて
地図上に掲載

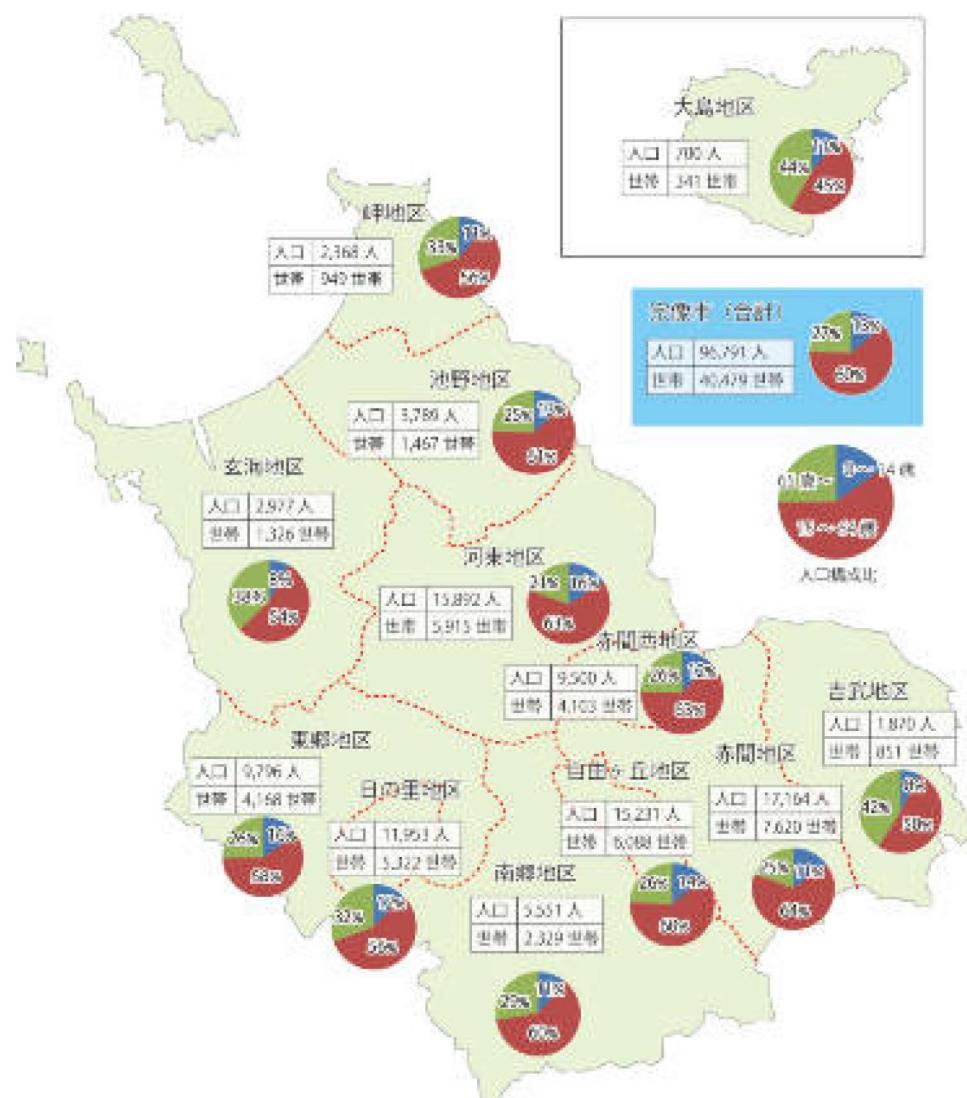


表 2-(3)-1	各地区の人口と各年代の割合 (H26.12 - R5.10)						
	人口(人)	増減%	世帯	増減%	0~14 歳	15~64 歳	65 歳~
吉武	H26.12 1,870	-4.7%	851	-0.6%	8.0%	50.0%	42.0%
	R5.10 1,783		846		13.5%	46.4%	40.1%
赤間	H26.12 17,164	2.7%	7,620	16.4%	11.0%	4.0%	25.0%
	R5.10 17,620		8,868		13.0%	63.2%	23.8%
赤間西	H26.12 9,500	-1.6%	4,103	6.8%	12.0%	63.0%	26.0%
	R5.10 9,348		4,382		12.9%	53.2%	33.8%
自由ヶ丘	H26.12 15,231	-3.4%	6,088	4.7%	14.0%	60.0%	26.0%
	R5.10 14,717		6,377		13.3%	54.5%	32.2%
河東	H26.12 15,892	6.3%	5,915	15.8%	16.0%	63.0%	21.0%
	R5.10 16,895		6,848		17.4%	56.4%	26.2%
南郷	H26.12 5,551	1.9%	2,329	16.2%	11.0%	60.0%	29.0%
	R5.10 5,654		2,707		11.9%	52.6%	35.5%
東郷	H26.12 9,796	6.7%	4,168	16.0%	16.0%	58.0%	26.0%
	R5.10 10,448		4,833		15.5%	58.3%	26.2%
日の里	H26.12 11,953	-1.8%	5,322	6.4%	12.0%	56.0%	32.0%
	R5.10 11,739		5,663		12.9%	52.7%	34.4%
玄海	H26.12 2,977	-7.8%	1,326	8.4%	8.0%	54.0%	38.0%
	R5.10 2,745		1,438		7.7%	45.0%	47.4%
池野	H26.12 3,789	-1.7%	1,467	13.2%	13.0%	61.0%	25.0%
	R5.10 3,725		1,660		12.1%	55.5%	32.4%
岬	H26.12 2,368	-22.4%	949	-9.6%	11.0%	56.0%	33.0%
	R5.10 1,837		858		8.4%	50.4%	41.2%
大島	H26.12 700	-21.0%	341	-14.4%	11.0%	45.0%	44.0%
	R5.10 553		292		11.6%	39.6%	48.8%
全体	H26.12 96,791	0.3%	40,479	10.6%	13.0%	60.0%	27.0%
	R5.10 97,064		44,772		13.8%	55.8%	30.4%

○地域の担い手組織「コミュニティ運営協議会」の役割

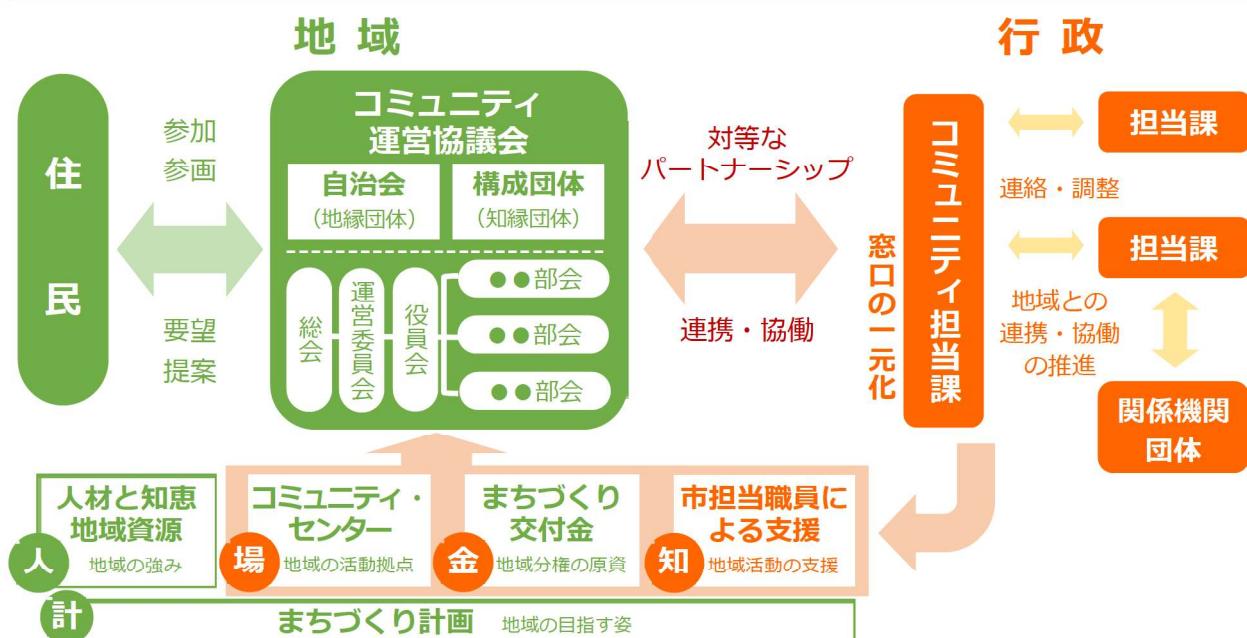
本市のコミュニティ施策、住民主体のまちづくりの中核を担うのがコミュニティ運営協議会です。その存在は市民参画条例に明記されており、「自主的な活動の推進」と「地域課題の解決に主体的に取り組むこと」を役割としています。

市民 参 画 条 例 か ら 抜 粂 (3)	<p>(コミュニティ運営協議会の設置) 第37条 コミュニティに地域住民の自主的な組織として、コミュニティ運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。</p> <p>(運営協議会の役割) 第38条 運営協議会は、当該コミュニティにおける自主的な活動を推進するとともに、市と行政サービスの協働を行い、当該コミュニティにおける諸課題の解決に主体的に取り組むことにより、地域住民の交流の促進、福祉及び生活環境の向上、安全な生活の確保等を図る。</p>
---	--

協議会設立にあたっては、従来からの地縁団体である自治会やその連合組織等を中心としながら、当該地区において青少年育成や福祉、健康づくり等のテーマ別で活動してきた知縁団体を構成団体として地域での議論を重ね、組織の立ち上げが行われました。多様な団体が一つになることで単独の自治会ではできなかったスケールメリットを活かした事業や、各分野に精通した構成団体の知見や技術を活かすことで、より充実した地域活動を開拓することが可能になりました。

本市では、地域と行政との関係を「対等なパートナー」と位置付け、互いに理解、尊重しながら連携、協働してまちづくりを進めることとしています。コミュニティ運営協議会は人材と知恵を結集して課題解決に主体的に取り組み、行政は、後述の活動拠点と財源を整備するとともに、市職員が地域課題を共有し、必要に応じて関係機関との調整や情報収集を行い、アドバイスや知識の提供等の活動支援を行っています。

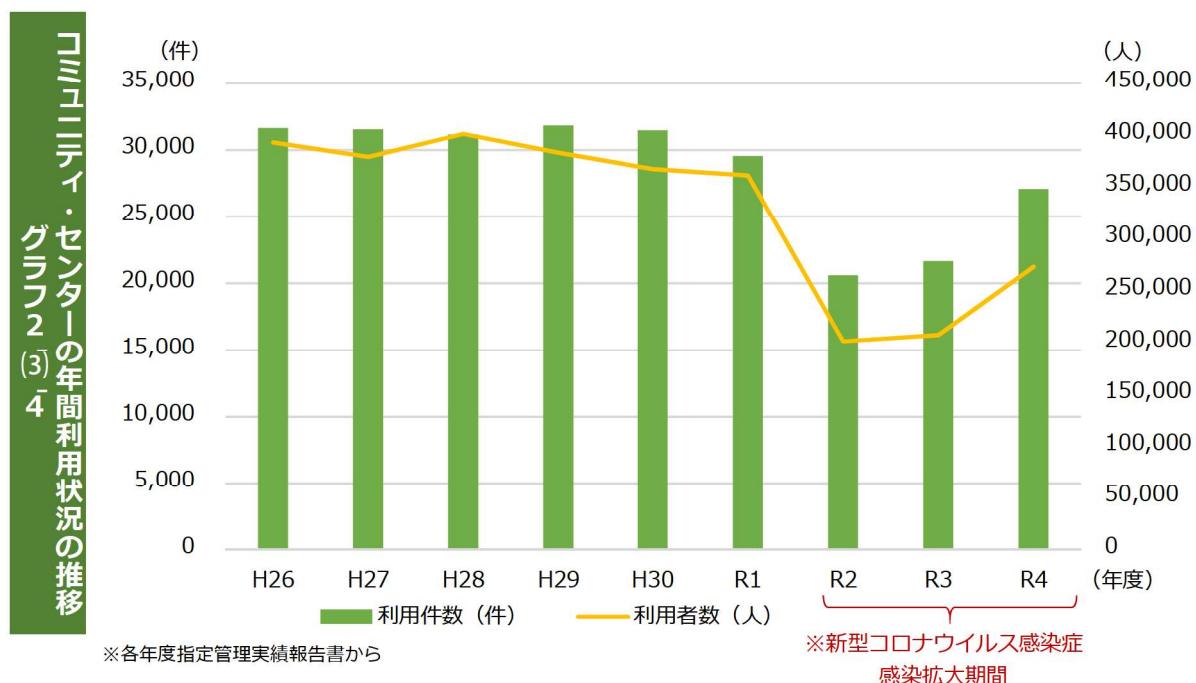
図2-(3)-3 本市のコミュニティ施策における地域と行政の関係イメージ



○地域の活動拠点となる「コミュニティ・センター」

地域活動には拠点が必要不可欠であり、12 地区すべてに一定規模の自主運営施設を整備しているのは本市の大きな特徴の一つです。各地区コミュニティ運営協議会は市の施設であるコミュニティ・センターの管理を指定管理者制度のもと請け負っており、地域の活動拠点を地域のニーズに合わせて運営する役割を担っています。また指定管理委託料を収入源としてすることで一定数の事務局員の雇用が可能になり、協議会組織の安定的な運営につながっています。

過去 10 年間の全地区合計の利用状況を下記グラフにまとめています。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和 2 年度以降を除けば、年間利用件数は 3 万件を超え、延べ 40 万人近くがコミュニティ・センターを利用しています。



一方で、建築から 20 年を超える施設も多く、施設の老朽化が大きな課題となっています。本市では、令和 2 年度に策定した「宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画」に基づき、総合的、計画的な施設の管理に取り組んでいます。加えて、令和 5 年度には施設の保守、修繕を一元管理する「公共施設包括管理制度」を導入し、適正管理体制を強化しています。

○地域分権の原資「まちづくり交付金」

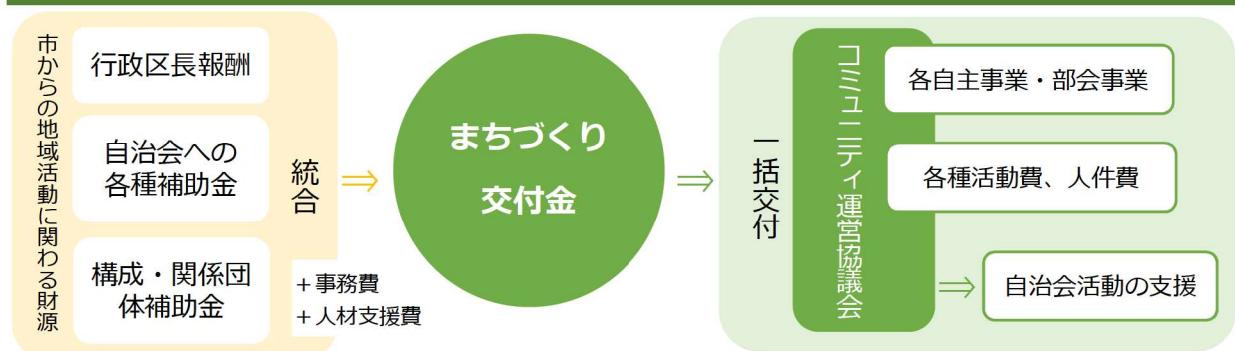
12地区にはそれぞれの地域の住民や土地柄あるいはまちづくりの歴史によって様々な特色があり、課題も様々です。その課題解決の取り組みの原資となるのが「まちづくり交付金」です。地区平均約1,300万円、総額約1.5億円を市で毎年予算化しています。

令和2年度 (3)度 まちづくり 交付 額 金	地区	交付額	地区	交付額	地区	交付額
吉武	894.9万円	河東	1,860.3万円	玄海	1,030.6万円	
赤間	1,883.7万円	南郷	1,225.9万円	池野	1,030.4万円	
赤間西	1,303.7万円	東郷	1,440.3万円	岬	849.3万円	
自由ヶ丘	1,637.4万円	日の里	1,441.9万円	大島	793.7万円	

まちづくり交付金は、従来の使途が限定されていた各分野の補助金を統合し、一括配布する仕組みです。予算配分については地域の必要性に応じて運営協議会によって選択できることから、この交付金は本市の「地域分権」の象徴であり、源泉と言えます。平成18年度の制度開始から断続的に算定の見直しが行われており、現在は一定の事務費や人件費相当分に加えて、地域の人口、面積、範域等の条件に応じて各地区に配分されています。

また、令和元年度には「チャレンジ交付金制度」が創設され、各地区が地域の特色に合わせて企画立案した事業に対して、従来のまちづくり交付金とは別に事業費を交付する仕組みをつくりっています。

図2-(3)-6 まちづくり交付金の流れ



○各地区の課題と取り組みの方針を整理した「まちづくり計画」

各地区のコミュニティ運営協議会では、地域での活動を一過性のものとせず、目指す将来像に向けた課題解決のために、継続的、体系的な事業実施ができるよう「まちづくり計画」を策定しています。地域内での中長期的な目標を定めながら、各年度の事業計画の策定、事業の実施につなげています。

まちづくり計画に係る実践を進めていくうえで課題がある場合は、コミュニティ役員等と市幹部職員による「まちづくり懇談会」を開催し、地域と行政の役割分担を行いながら、計画の実現に向けた協議に取り組んでいます。

表 2 (3) 7 各地区の計画策定状況	地区	策定年度	見直しましたは改定年度
	吉武	平成 18 年度	平成 26 年度
	赤間	平成 19 年度	平成 26 年度、令和元年度
	赤間西	平成 18 年度	
	自由ヶ丘	平成 16 年度	平成 25 年度、令和 2 年度
	河東	平成 26 年度	
	南郷	平成 16 年度	平成 23 年度、令和 3 年度
	東郷	平成 19 年度	平成 24 年度、平成 30 年度
	日の里	平成 16 年度	平成 26 年度
	玄海	平成 26 年度	平成 30 年度
	池野	平成 20 年度	
	岬	平成 20 年度	平成 23 年度
	大島	平成 21 年度	平成 24 年度

※策定や見直しの完了年度

(4) コミュニティ施策の課題

令和6年データ
に差替予定

○本市のコミュニティ施策をとりまく状況

前述したとおり、全国的な傾向として、地域課題の複雑化や住民のライフスタイル変化が進んでいますが、本市においても同様の傾向が見られています。

(進む住民の高齢化)

少子高齢化の進行は、高齢化の分野で特に顕著であり、福岡県が公表する高齢化率の推移によれば、宗像市の令和5年4月1日時点の人口に対する65歳以上の割合が30.37%、75歳以上の後期高齢化率が15.54%となっており、いずれも10年前と比較すると大きく上昇しています。この数値はいずれも県内平均を上回っています。また福岡都市圏内の自治体の中で最高値であり、近隣や同規模自治体と比較しても高い高齢化率となっています。

表 2 (4) 1	宗像市の 高齢化率	・人口に対する65歳以上人口の割合 ・人口に対する75歳以上人口の割合	H26: 25.17% → R5: 30.37% H26: 11.99% → R5: 15.54%
	福岡県の 高齢化率	・人口に対する65歳以上人口の割合 ・人口に対する75歳以上人口の割合	H26: 24.12% → R5: 27.98% H26: 11.77% → R5: 14.65%

(福岡県HP「福岡県の高齢者人口及び高齢化率の推移」)

(児童福祉分野の状況)

総人口に対する0~14歳の子どもの割合は前述表2-(3)-1のとおり13.8%であり、10年前と比較すると微増です。地区ごとに差はありますが、市全体では子どもの数は増加傾向にあります。一方で児童福祉分野の市の相談機関である家庭児童相談室の相談件数は、平成25年度の3,648件から、令和4年度には13,687件となっており、約3.75倍に増加しています。令和5年度には市に子ども家庭センターを設置し、行政側の対応も強化しているところです。

(防災分野における状況)

全国動向と同じく、本市においても避難所開設等の対応を要する風水害が毎年のように発生しており、災害対策に対する住民の関心も非常に高まっています。幸い人命に関わるものは近年では発生していませんが、平成30年の西日本豪雨の際は、JR赤間駅北口の浸水被害等が発生し、市民生活に影響を及ぼしました。また、令和6年元旦に発生した「令和6年能登半島地震」では、地震災害の恐ろしさはもとより、本市と同じ日本海側の津波の脅威を改めて認識することとなりました。直後の避難生活でも地域の公民館等で共同生活を送る様子が報道されており、住民同士のつながりによる「共助」の強化は災害時に不可欠なものと言えます。

(住民のライフスタイルの変化)

地域の担い手や参加者となる地域住民のライフスタイルの変化も理解する必要があります。例えば、高齢化率が高まる一方、65 歳以上の就業率は 10 年間で 7.41 ポイント増加しており、これまで地域の担い手であった「元気な高齢者」が地域での活動よりも仕事に時間を割いていることが伺えます。

また、女性の就業率は 10 年間で 10.85 ポイント増加しており、全国と同様に働く女性が増加しています。さらに子ども人口は微増にも関わらず、保育所等の入所児童は 1.38 倍に大きく増加しており、共働き等により地域で過ごす時間が少なくなってきた世帯が増加しているものと考えられます。

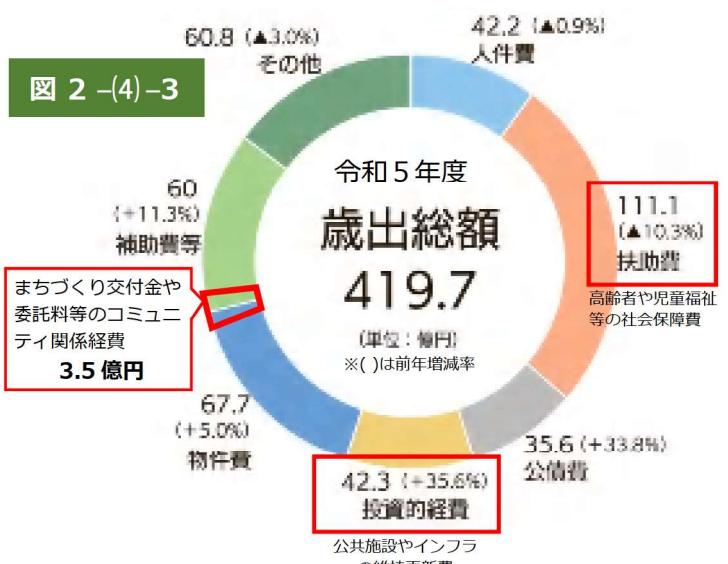
表
2
(4)
2

高齢者の就業率（総務省統計局「平成 22 年及び令和 2 年国勢調査」） 65 歳以上の就業者数 ÷ (65 歳以上人口 - 同労働力不詳人口)	H22: 17.02% → R2: 24.43%
女性の就業率（総務省統計局「平成 22 年及び令和 2 年国勢調査」） 25 歳から 64 歳までの女性就業者数 ÷ (25 歳から 64 歳までの女性人口 - 同労働力不詳人口)	H22: 61.12% → R2: 71.97%
保育所・認定こども園(保育利用)の入所児童数 (宗像市「平成 26 年及び令和 4 年度宗像市統計書」)	H25: 1,602 人 → R4: 2,204 人

(市の財政状況)

地域活動の原資となるまちづくり交付金や、コミュニティ・センターの指定管理委託料、自治会の行政事務連絡調整業務委託料を合わせて、年間 3.5 億円程度を市の財政から支出しており、市の財政状況も今後のコミュニティ活動を考える上で重要な要素です。

令和 4 年度決算成果報告書によれば、歳入は固定資産税等の市税が堅調に伸びており安定した収入となっています。しかしながら、高齢者や児童福祉等の支援のための社会保障費にあたる扶助費の推移を見ると、前述の高齢化の進展や保育所の利用増等により、平成 25 年度の 69 億円から令和 4 年度決算は 111 億円と大きく増加しています。また、人と同じく都市の高齢化も進んでおり、公共施設やインフラの老朽化により維持補修費や更新のための経費の増加が見込まれているため、自治体として必要不可欠な歳出は増加傾向になることが予想されています。



○第2次基本構想・計画の取り組み状況の検証

本基本構想・計画の策定にあたり、行政側、地域側の両面から第2次基本構想・計画における取り組み状況の検証を行いました。

表2-(4)-4 第2次基本構想・計画の取り組み状況の主な検証結果

柱	施策	成果	課題	今後取り組むべきもの
運営体制の基盤強化	コミュニティ機能の充実・強化	部会や構成員の再編 地区間での情報交換 研修会等での学び合い促進 事務局処遇の見直し 労務等仕様の整備	住民ニーズの把握 人材・事業の継続性 事業のマンネリ化 参加者の固定化 組織の硬直化	→ 住民ニーズや地域資源の再確認 地域の実態に応じた組織と事業の見直し 子どもや若い世代の参加、参画
	コミュニティ活動の担い手の確保	担い手育成のための研修会等の開催 ボランティア人材の活用	担い手、役員成り手不足 ボランティア人材の継続的な活用	→ 多様な住民の参加、参画の促進 担いやすい地域組織への変革
	自主・自律の促進	まちづくり交付金の算定方法の見直し チャレンジ交付金の新設	繰越金積立金の活用 交付金の活用実態に基づいた検証	→ 地域組織の財務分析 各種財源の有効活用
事業展開 地域特性を活かした	まちづくり計画の推進	一部地区での計画見直し	計画見直し・改定の支援 関係者や住民への理念、計画の周知	→ 計画の見直し、将来像の語り直し、理念の共有・周知
	地域力を活かしたまちづくり	地域の強みを活かした新たな事業の実施 防災等の新たな課題への取り組み強化	地区の強み(特色)・弱み(課題)の再認識	→ 地区の自己分析 地域の特色を活かした取り組み
多様な担い手による連携	連携と協働によるコミュニティづくり	小中学校や大学等との連携の増加	市職員のコーディネート機能の向上	→ 地域の力を補完する多様な主体との連携
	行政における推進体制の充実・強化	初任層を中心とした職員研修の充実	コミュニティ施策の意義の再確認	→ 職員研修の更なる充実 継続的な情報発信と啓発

(運営体制の基盤強化)

第2次基本計画期間の前期においては、事務局長の処遇改善や就業規則等の共通仕様の整備、まちづくり交付金の算定方法の見直し等に取り組み、コミュニティ運営協議会の組織体制の強化に取り組んできました。後期では、役員自治会長合同研修会を市とコミュニティ運営協議会で共催し、関係者の意識改革やスキルアップに努めてきました。また、コロナ禍を契機として事業と組織の見直しに取り組んだ地区もあります。

一方で、地域活動の担い手については、いずれの地区においても不足しているという認識があり、共通の課題と言えます。しかしながら、その実態は地区ごとに大きく異なります。それぞれの地域の状況に応じて、より多くの住民が参加、参画できる事業を検討し、

新たな人材を発掘していく必要があります。また、既存の組織体制や役割分担の見直し、事業の精査も必要不可欠です。今後は個々の地域や組織の実情に応じて、住民が担いやすい組織の形の検討が大きな課題と言えます。

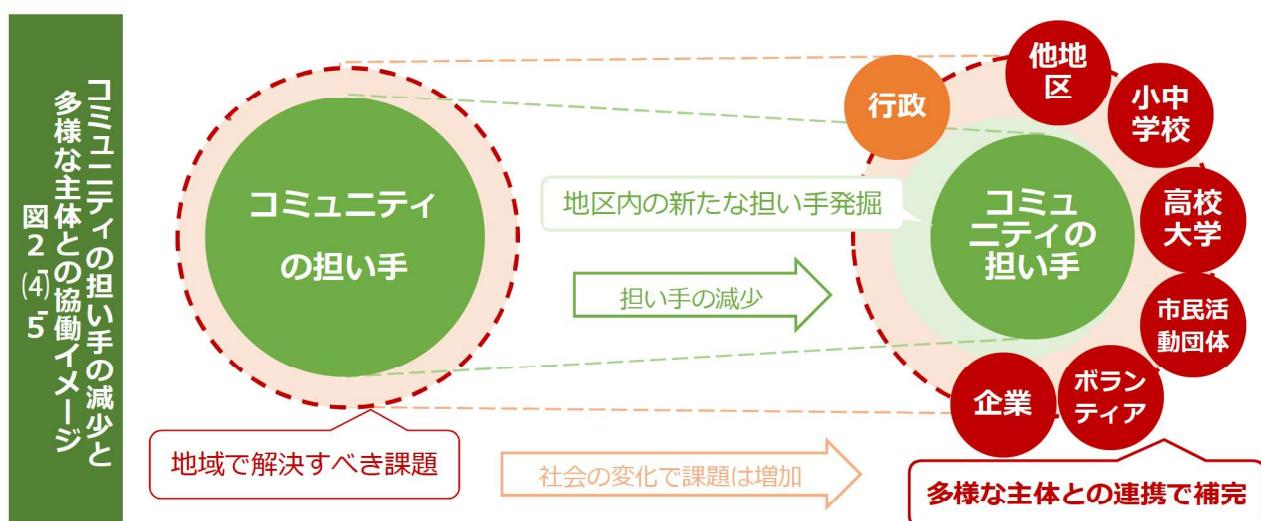
(地域特性を活かした事業展開)

地域の強みを活かした新たな事業については各地区で工夫が凝らされており、多様な取り組みがなされています。特に近年は、自主防災活動等の新たな地域課題へ向けた取り組みが活発化しています。

課題としては、事業のマンネリ化や参加者の固定化が指摘されており、各事業の継続的な見直しが必要となってきています。各地区の活動現場では、目の前の課題解決に向けた取り組みは十分行われているものの、活動の方向性を示す「まちづくり計画」の住民周知や見直し、検証が十分に行われていない状況もあります。今一度、各地区の活動の在り方や強み（特色）と弱み（課題）の再確認、住民ニーズの把握等の地域の自己分析を行い、地域自身が目指す姿を描き直した上で、事業の見直しに取り組む必要があります。

(多様な担い手による連携)

検証シートの結果では「多様な担い手による連携」の実績はあまりないという回答も多く見られましたが、実際には、各地区の小中学校と協働した活動や、ボランティア人材、大学等と連携した取り組みは数多く行われています。今後、地域の担い手が不足していく中で、コミュニティをとりまく状況を踏まえると地域課題は増加し、地域だけで解決していくことが困難になる状況も予想されます。事業を実施するための人員としてだけではなく、地域だけでは担うことのできない課題解決のためのアイデアや企画力、専門性を補完する手段として、他地区との協働や、学校、市民活動団体、企業等の多様な主体の持つ力を有効に活用し、積極的に協働していく必要があります。



○多様化する行政課題とコミュニティとの協働

「地域課題の解決の主体」であるコミュニティ運営協議会を中心とした地域組織は行政課題の解決においても重要な存在です。地域は行政が解決すべき課題を発見し、行政につなぐ役割を担っています。市役所からは見えない地域の実態、課題を捉え、住民、行政との調整を図りながら、課題解決に導くことで、その主体的な役割を果たしています。

一方、社会の変化を背景に行政課題も増加、多様化しており、福祉・医療分野等、これまで行政や専門機関で完結していた公共サービスにおいても、地域の積極的な関わりが求められています。行政課題と地域課題が重なり合う中で、行政と地域が協力関係を持ちながら双方が主体的に課題解決に取り組む必要があります。

第2次基本構想・計画の検証と合わせて、行政内部の関係部署に対してヒアリング調査を行う中でも、今後ますますコミュニティとの協働の重要性が高まることが見えてきます。

表
2
(4)
-
6
関
係
部
署
ヒ
ア
リ
ン
グ
実
施
状
況

分野	ヒアリング対象課 ※令和5年度時点
防災・防犯等の安全・安心に関すること	危機管理課
福祉分野における生活支援に関すること	福祉政策課、高齢者支援課
住民の健康づくりに関すること	健康課
子どもの見守りや安全・安心等、子どもの権利に関すること	子ども支援課、子ども家庭センター、子ども育成課
子どもの教育に関すること	地域教育連携室
子どもの居場所づくりに関すること	子ども育成課
清掃活動等の環境美化に関すること	環境課
道路や公園等の公共インフラの維持管理に関すること	維持管理課
空家対策、公共交通等、住生活に関すること	都市再生課
ごみ処理に関すること	環境課
男女共同、地域の女性参画に関すること	男女共同参画推進課
公共施設の保守管理に関すること	アセットマネジメント推進課

コミュニティとの協力関係を基盤とした行政施策の推進は多岐に渡りますが、特に「防災」「福祉」「教育」の3つの分野においては、地域と行政が連携、協働した取り組みが必要不可欠となっています。

※修正案※その5

(防災分野における地域の自主的な活動の強化)

※本頁は他施策にまたがる内容です。
記載の趣旨は変わりませんが、それぞれの施策
の計画等に合わせて表現が変わります。

全国で度重なる災害への対応は行政、地域共通の大きな課題です。本市の「地域防災計画」の防災ビジョンにおいても「災害に強い組織・ひとをつくる」ことが基本理念の一つとされ、自治会、コミュニティ運営協議会を基本とした自主防災組織がその大きな役割を期待されています。災害時は行政の「公助」ですべての住民を支援することは困難です。今後は地域のつながりによる「共助」で住民同士の支え合い、助け合いの体制強化が求められます。

(福祉分野で新たに求められる地域の役割)

これまでの福祉施策は、高齢者や生活困窮者等の属性別の相談・支援体制を基本とし、主には行政と関係機関が担ってきました。地域においては民生委員や福祉会等による見守り活動等が実践されてきましたが、これからは新たな役割が求められています。令和6年度から本市でも開始される「重層的支援体制整備事業」では、現代の複雑化、複合化した支援ニーズに対応していくための包括的な相談体制の構築と合わせて、「困った人を行政が助ける」という考え方から「困る前から地域でつながり、助け合う」ことを念頭に、属性や世代の垣根を越えて様々な住民が関わり、安心して過ごすことのできる居場所づくりが事業化され、その一部をコミュニティ運営協議会が担うこととなっています。また、令和6年度策定の「宗像市こども計画」においては、全国的な不登校やひきこもりの増加等を鑑みて、若年層の社会的孤立の防止が行政課題の一つとして新たに示されています。社会的孤立は高齢者に限らず、あらゆる世代に起こりうるもので、孤立状態に陥らない住民同士のつながりづくりは地域に求められる大きな役割と言えます。

(教育分野における地域と学校の協働)

地域の子どもたちの健全な学びや育ちは、行政、学校、地域あるいは社会全体の共通の課題であり責務です。本市では、令和4年度から全校区で学園運営協議会が設置され、「小中一貫コミュニティ・スクール」が本格導入されました。コミュニティ・スクールは、学校と地域がお互いの情報や課題を共有し、共通の目標を持って総がかりで子どもたちを育てる枠組みであり、本市の学校教育の基盤となるものです。地域は多様な人材や地域資源を活用し、学校と協働して子どもたちの学びを支えます。地域にとっても、子どもの学びや育ちに地域ぐるみで携わることで子どもや子育て世代の住民とのネットワークが広がるとともに、子ども自身が自分の住む地域を知り、関心を持つことで、地域参画の意欲につながることも期待されます。

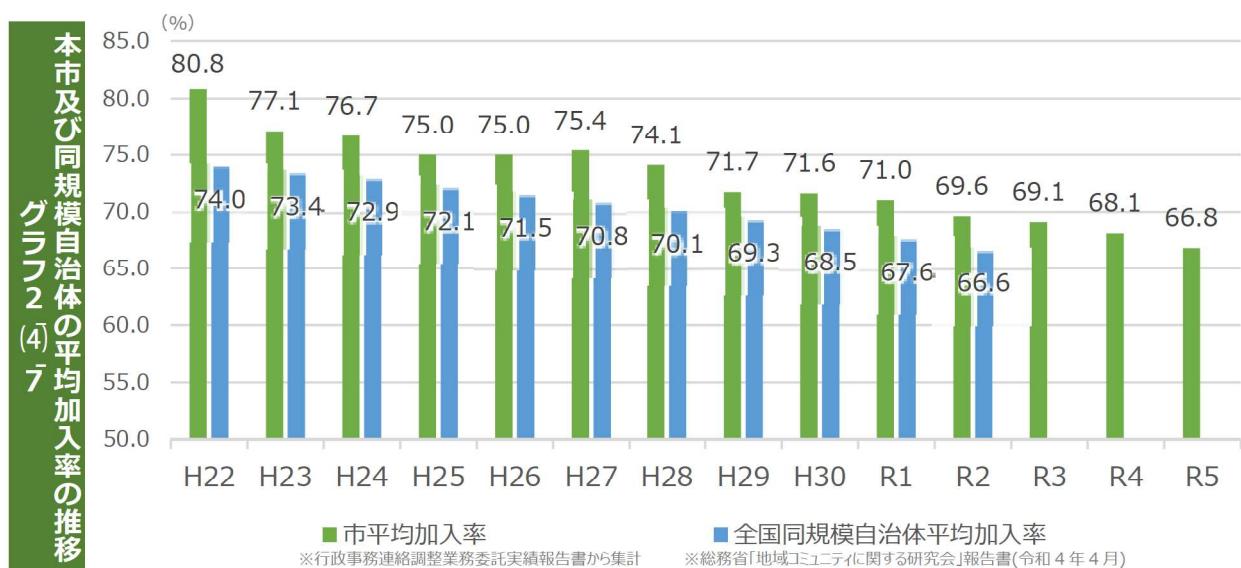
○自治会の現状と課題

自治会は、住みよい地域づくりを目的に、住民の自主的な総意に基づいて活動する組織です。本市のコミュニティ施策は、コミュニティ運営協議会を中心に展開されていますが、コミュニティづくりの土台となるのが自治会です。しかしながら、加入率の低下や担い手不足等多くの課題を抱えています。本市の自治会の現状を、加入率の推移と令和5年度に行なった「自治会活動に関するアンケート」をもとにまとめます。

(自治会加入率の低下)

自治会の加入率の低下は予てから指摘されており、平成22年度から令和5年度までの本市自治会加入率は減少傾向が続いている。総務省の調査で明らかになっている令和2年度までの全国の同規模自治体の平均加入率と比較すると、本市のほうが高い水準であるとはいえるが、いずれも低下傾向に歯止めがかかっていない状況です。

自治会加入率は、地域参加・参画の意識を持つ住民の割合を示す一つの指標と言えます。自治会加入率の維持、向上は、自治会活動のみならず、本市の目指すコミュニティづくり、住民自治を持続可能なものとしていくためには重要な課題の一つです。



アンケート結果では、自治会長が感じている未加入や退会の理由として、「役員就任が負担(21.5%)」「高齢のため(18.8%)」「自治会活動に必要性を感じない(18.8%)」「事業の参加が負担(12.1%)」が上位を占めており、住民の高齢化、価値観やライフスタイルの変化に伴う参加、参画への負担感の増加や自治会活動の重要性や内容への理解不足、無関心が背景にあると考えられます。

(担い手不足と住民の負担感)

自治会長が感じている自治会運営の課題を見ていくと、担い手の不足や住民の負担感が、多くの自治会にとって共通の課題となっています。自治会長の経験年数に関する質問では、全体の約 60.8%が 1 年目と回答し、任期を 1 年としている自治会が約 55.4%と半数以上という結果となりました。自治会長をはじめとした役員の負担感が強く、複数年役員を引き受ける人材の確保が難しいという課題が見えてきます。結果として、組織運営の責任者が単年で入れ替わるため、事業の継続性の担保や運営方法の見直し等の改革が進みづらい状況にあると考えられます。また役員に関わらず、各活動への参加者が減少傾向にあるという課題意識があり、住民全体として活動に負担感を持っていることが伺えます。

(行事や運営方法の見直し)

一方で、担い手不足や住民の負担感という課題と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、組織と行事の見直しや SNS 等のデジタル技術を活用した新たな運営方法への挑戦も一部自治会では行われており、変革期を迎えていると言えます。下記アンケート結果のうち、自治会が取り組むべき活動として、最も多く挙げられたのが「自主防災活動」でしたが、お金や時間(手間)を多くかけている活動としては「まつり」「敬老会」等の行事がいずれも上位であり、ギャップが生じています。今後は自治会が果たすべき役割と活動の整合性を図っていく必要があります。

**表2-(4)-9
自治会アンケート
「自治会活動のうち
①～④に当てはまる
活動を選択」**

**表2-(4)-8 自治会アンケート
「自治会運営に関して課題と感じているもの」**

項目	自治会数(回答率)
役員のなり手が少ない	101 (27.7%)
会員の高齢化	88 (24.2%)
運営、行事への参加者の減少	41 (11.3%)
役員の負担が重い	39 (10.7%)

※11 項目中上位 3 項目を選ぶ設問
全回答中 10%以上の回答率となつた項目のみ抜粋

※①は実施しているものすべてを選択、②～④の 20 自治会以上が選択した活動を抜粋して記載

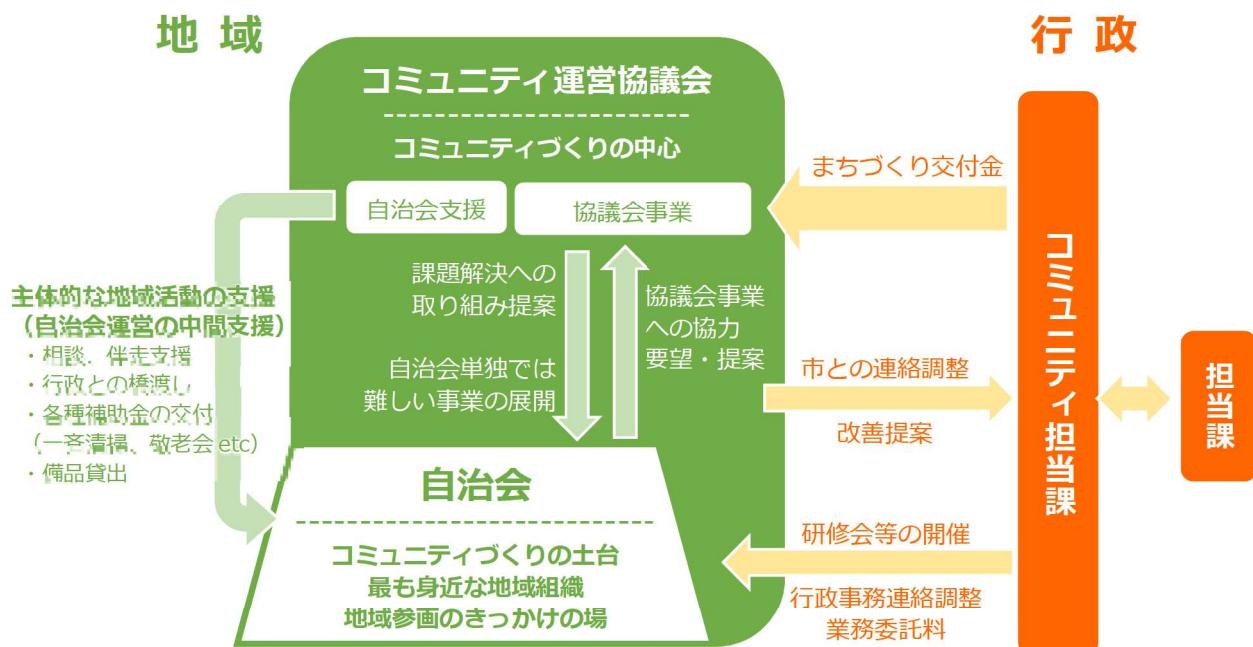
(求められる自治会の役割とコミュニティ運営協議会の関係)

自治会の最大の特長は、住民同士が生活の中で互いの顔が見える関係であることです。日常生活での子どもや高齢者の見守り、災害時の助け合いは、協議会単位の広域で担うこととは難しく、最も身近な地域組織である自治会だからこそ担うことのできる役割です。今後求められる自治会の役割は、行事を主体とした交流活動から、生活の中での住民同士のつながりをもとに、社会的孤立の防止や自主防災活動を主体とした「命と暮らしを守る」組織への転換が求められています。

加えて、自治会は最も身近な地域組織であることから、住民が気軽に地域活動に参加、参画できる窓口となっています。多くのコミュニティ運営協議会の関係者が、自治会活動を経て、役員、部会員として活躍している現状からも、地域人材の発掘、育成機能を有していると言えます。自治会を窓口として、より多くの住民が地域活動やコミュニティづくりの意義、楽しさを知る機会を創出する重要な役割も担っていくことが求められます。

コミュニティ運営協議会においては、今後も各自治会の主体的な地域活動を支援するため、まちづくり交付金の有効活用や自治会運営の伴走支援による中間支援機能が期待されます。また、協議会事業では、相互に協力関係を保ちながら、それぞれの特長に応じた役割分担を行い、協働してコミュニティづくりを進めていく必要があります。

図2-(4)-10 本市のコミュニティ施策における自治会の関係イメージ

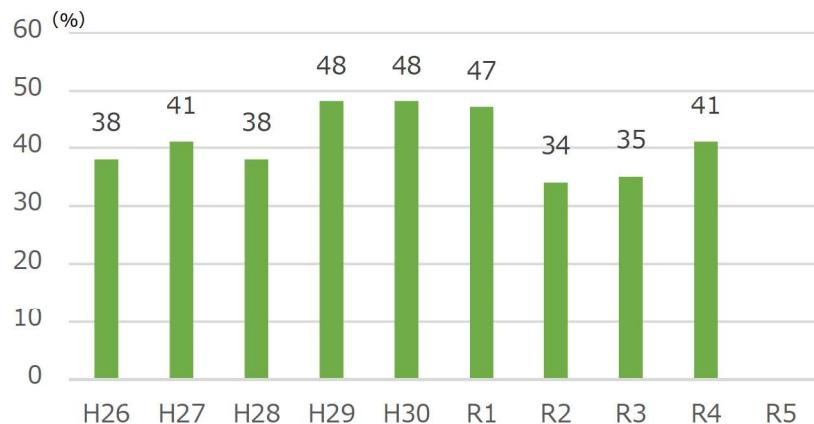


○住民の地域参加、参画意識の動向

※本頁以降は策定部会で検討前の本文です。
文面は今後策定部会で議論、検討していきます。

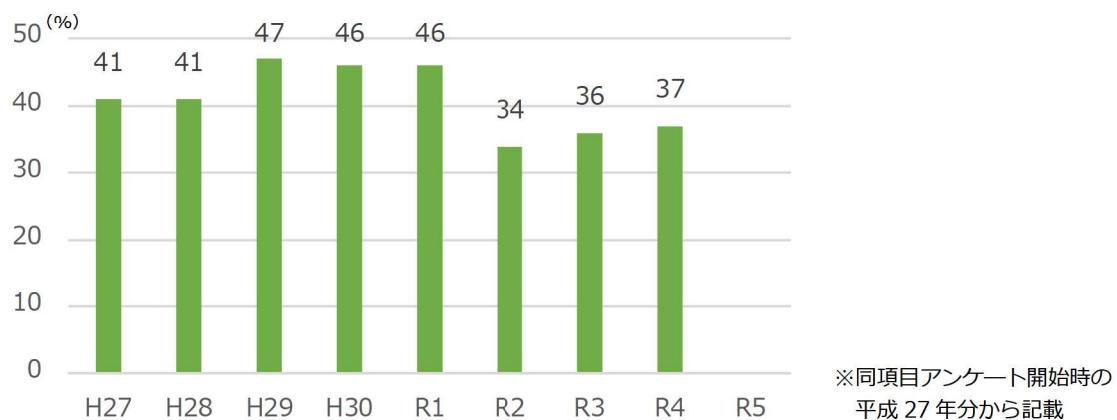
住民のコミュニティや地域活動への参加、参画意識を測る指標の一つとして、コミュニティに関する市民アンケートの項目と結果を下記グラフに示します。

あなたは、最近1年間に、自治会やコミュニティ運営協議会で開催されている地域の行事に関わったり、参加したりしたことがありますか。（参加したことのある市民の割合）



令和5年度データ集計次第追記

あなたは、最近1年間に、お住まいの地域のコミュニティ・センターをどの程度利用しましたか。（利用したことのある市民の割合）



※同項目アンケート開始時の平成27年分から記載

【調査方法】市内在住18歳以上1,500人を無作為抽出しアンケート配布、郵送またはインターネットでの回答

いずれの項目も、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた令和2年度に大きく減少していますが、平成29年度から令和元年度がピークで47%前後となっています。裏を返せば、過半数の市民はコミュニティ活動に参加したり、コミュニティ・センターを利用したりしていない状況です。コミュニティ活動やコミュニティ・センターは基本的には地区的すべての住民を対象としたものです。より多くの市民がコミュニティ活動に積極的に参加、参画する環境づくりが今後の大きな課題と言えます。

3. コミュニティの将来像

(1) 将来像

将来像の検討にあたっては、コミュニティ活動の推進主体であるコミュニティ運営協議会の役員が集う合同研修会（令和5年11月開催）において、「10年後の未来を描く」をテーマにワークショップを開催し、意見交換を行いました。

表3-1 [将来像ワークショップのグループごとの結果集約]

主な意見	
	<p>[参加者] コミュニティ運営協議会役員 12 地区 50 名</p> <p>[方法] A～K の 11 グループに分かれて ワールドカフェ方式で実施</p>
A	<p>「みんなが笑顔で元気に生活できる！」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員不足、組織の見直し <ul style="list-style-type: none"> …若者を参画させる仕組み ・20 年の取り組みの検証が必要！
B	<p>「美しいまち～子どもに受け継ぐ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住み続けたいまちにする ・自然がきれいに整備されているまち ・新しい人も溶け込めるまちづくり ・子どもは 10 年後の担い手。 大人(保護者)もついてくる！
C	<p>「未来の花～10 年後に咲く種を蒔く」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材不足や自治会への理解不足が課題… ・子ども中心の事業や若者が輝く場をつくる →若者がふるさとに還る種を蒔く
D	<p>「絆が残る宗像」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「隣組」が重要。お互いが助け合える関係づくり ・小さい枠組での、小さな事業も大切。 ・自助、公助、「共助」＝「近所」で課題解決！
E	<p>「成熟した大人(高齢者)の社会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もっと若い人や子どもに目を向ける …60 代以上の意識改革が必要！
F	<p>「子ども・親子を中心にしたイベントを！」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを中心に親世代も取り込む ・子どもたちが大人になっても 地域に参加してくれるよう ・デジタル活用で、情報の周知や負担軽減で 担い手確保！
G	<p>「全世代参加型のまちづくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10 年後は超高齢者～移動手段(バス)の充実 ・子どもが輝くまち～子どものアイデアを反映 ・デジタルとアナログの併用 組織や行事のスリム化
H	<p>「安心・安全、高齢者も若者も住みやすいまちに」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者の見守りや共働き世帯が安心できるまち ・子どもを真ん中に据えた取り組み →全世代が楽しめる ・コミュニティ、自治会のメリット、情報発信を！
I	<p>「子ども中心のコミュニティ ～子どもがいると大人も元気に！」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手不足…子どもを担い手に！ 親や祖父母も、自治会未加入者も、 子どもを通じてきっかけづくり
J	<p>「みんなが元気に笑顔で楽しく ～地域に必要とされるコミュニティ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを真ん中に置いて、全世代参加を ・防災～何があった時のためにみんながつながっておく ・歩みを止めない！(持続可能な地域社会)
K	<p>「コミュニティ＝コミュニケーションの場、 全ての世代が活躍できる場に！」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画から子どもたちとコラボ→次世代の育成 ・SNS 活用で情報が届く、住民間の橋渡し デジタルとアナログのハイブリットで！

各グループではコミュニティ活動に参加する住民の偏りや担い手不足に対する課題意識が共通して議論されていました。その中でも、今後のコミュニティが目指す姿として、多くのグループで「子ども」「若者」を中心とした多世代が関わるコミュニティ活動を展開することで、10年先、20年先においても持続可能なコミュニティをつくりていきたいという主旨の意見が交わされました。

前章までに述べてきたように、コミュニティの役割が単なる住民交流に留まらず、地域のつながりを活かした地域課題の解決であること、そして多くの地域が担い手不足の現状に危機感を持っていることを考えれば、コミュニティがより多くの住民とつながりを持ち、開かれた組織運営、活動の展開を図っていく必要があります。

ワークショップの結果と、これらの現状と今後の課題を踏まえ、本基本構想・計画における将来像を以下のとおり定めます。

将　来　像

**子ども・若者から高齢者まで、すべての世代が参加・参画する
持続可能なコミュニティ
～10年先、20年先の未来に向けて種を蒔く～**

(2) 基本理念

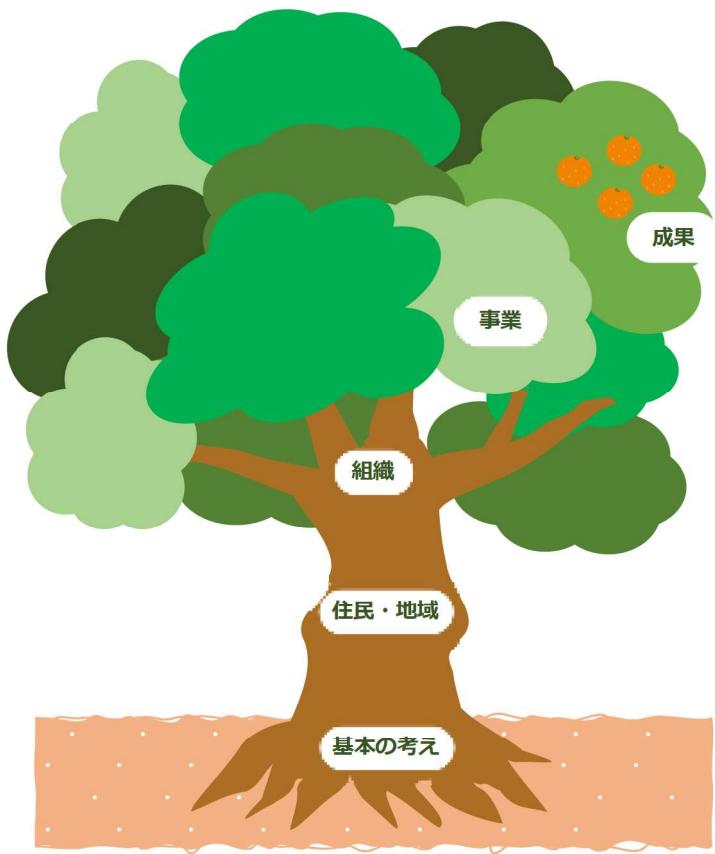
本基本構想・計画では、これまでのコミュニティの成長を踏まえ、コミュニティを「木」に例えて基本理念を描くこととします。コミュニティの基本的な考え方を「根」、地域の実態や住民の状況を「幹」、コミュニティ運営協議会やその事務局、部会、構成する自治会、各種団体等の地域組織を「枝」、目に見える事業や活動を「葉」、その先に生まれる成果を「実」、未来につなぐ部分を「種」と表現します。

これまでの第2次基本構想・計画では、「成熟した」「個性輝く」「つながりひろがる」をキーワードに、それぞれの「木」をより高く、大きく成長させていくことを目指して、組織の強化や事業の充実、つまり「枝・葉の成長」が図られてきました。

しかしながら、高齢化、核家族化による社会的孤立の増加、価値観やライフスタイルの変化による地域参画の機会や時間の減少、それらに伴う地域活動への関心の低下等の社会全体の変化とともに、地域課題や住民ニーズ、担い手となる住民の事情も10年前、20年前とは変化してきています。それらの変化を背景として、既存の組織と事業の在り方を再検討し、地域の事情にあった組織と事業の見直しに取り組む必要があります。

そして、最も大きな課題として、コミュニティに対する基本的な考え方、「根の揺らぎ」があります。宗像市におけるコミュニティ施策が本格化して20年余り、地域にとっても、行政にとっても「コミュニティ」が当たり前のものとなり、定着してきたと同時に、関係者や住民の中でその役割や重要性に対する認識が十分でない状況が見られます。

これらの実態を踏まえ、目指す将来像の実現のため、次の4つを基本理念に定めます。



【①根を確かめる～基本の考えに立ち返る】

今一度基本の考えに立ち返ることに、まずは取り組みます。地域、行政それぞれが市民参画条例に示す理念や、これまでに述べたコミュニティの役割や重要性、「住民自治」「地域分権」の意義を再認識するとともに、各地区のまちづくり計画で描く将来像の再確認あるいは語り直しを行っていきます。

【②幹を知る～地域の実態、住民の変化を捉える】

茂る枝、葉を支える幹の太さは地域の力強さそのものです。その地域の実態、人の変化を捉えることはよりよい成長に欠かせません。コミュニティ関係者と住民が相互に理解を深めるとともに、地域の自己分析を行い、地域で「できること」、住民や社会全体がコミュニティに求める「すべきこと」、コミュニティ自身が「やりたいこと」を整理する必要があります。

【③枝・葉を整える～幹にあった組織と事業の見直し】

木の枝が伸び、葉が茂ることはよいことですが、それが過ぎると、周囲に悪い影響を与えることもしばしばです。今後の持続可能性を念頭におけば、これまでの「より大きく、より高く」から、「より永く、親しみやすい」存在にコミュニティを育てていくことが肝要です。支える幹、地域の実態にあった組織や事業となるよう、地域組織ごとの役割の再確認や分担の見直しを検討し、地域が担いやすい地域組織への変革を図ります。合わせて、これまでの地域組織による活動にこだわらず多様な主体との連携を進め、「できること」を増やしていきます。地域の役割やニーズに基づき事業の適正化や特色を活かした取り組みを強化し、「すべきこと」「やりたいこと」を実践していきます。当然、これら組織と事業を支える各制度の見直しも進めていきます。

【④実をつけ、種を蒔く～多様な住民の参画から次世代の育成へ】

「実」は将来像に掲げる子どもから高齢者まで多様な住民のコミュニティへの参画の実現、「種」は参画した住民が次の担い手となっていくことを表します。多世代の共感が得られる活動に取り組み、子どもや若い世代を中心に地域への愛着を育むことで、未来へつなぐ持続可能なコミュニティを形成していくことを目指します。

これら4つを基本理念とし、基本計画において具体的な支援策や検討していく事項、行政と地域の役割分担を示します。